

平成17年11月吉日

設立趣意書

有限責任中間法人 成年後見センター ペアサポート
代表理事 弁護士・社会福祉士 松石 献治

平成12年4月に発足した新しい成年後見制度は、法定後見の申立件数や任意後見契約の締結数等の増加に見られるとおり、少しずつではあるが普及に弾みがつきつつある。

しかし、わが国の認知症高齢者の推計(平成17年度169万人、なお、平成27年度250万人、平成37年度に至っては323万人)に照らすと、成年後見の普及率はほんの僅かであり、さらなる啓発と受け皿の整備が求められている。

ところが、成年後見制度が発足して5年経過した現在においても、後見人等のなり手については、なお社会資源として十分な受け皿が用意されていないのが実情である。そのため、本来であれば成年後見制度を利用すべき必要性の高い高齢者等が存在しているにもかかわらず、後見人のなり手がいないがために、その利用を断念せざるを得ない事態が少なからず生じている。

ここにおいて、当法人は、弁護士と社会福祉士が構成メンバーとなって、それぞれの専門性を生かしながら、両者が有機的に機能するシステムを構築して、成年後見人や成年後見監督人等の受任等を法人として行い、被後見人等の権利擁護と成年後見制度の普及を目的として設立するものである。

当法人は、法人後見の形態をとることにより、担当者の死亡等による後見活動等の中断のおそれが解消し、安定的・持続的に後見事務を提供することが可能となる。また、それと同時に、各事案毎に担当者を固定することによって、顔の見える後見を実現したいと考えている。

当法人は、主として、施設入居者及び施設入居希望者を対象に法定後見等の受任を行うことを念頭に置いている。これにより、わが国における成年後見制度の利用率を高め、これまで権利擁護の対象とされにくかった多くの方々のサポートを行いたいと考えている。それと同時に、高齢者等のための各種施設の合法的運営を支える一助たり得たいと思う。

また、当法人は、外部の学識経験者等による業務審査を実施し、法人の適正な運営を担保する所存である。

末筆ながら、当法人は、弁護士と社会福祉士の職業倫理を基礎にして、成年後見制度が目指しているノーマライゼーションの理念の達成に寄与したいと思う。

以上